

概念フレームワーク下の税効果会計：その適用困難性

衣川，修平

<https://doi.org/10.15017/1088>

出版情報：経済学研究. 69 (3/4), pp.173-195, 2003-01-31. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

概念フレームワーク下の税効果会計

—その適用困難性—

衣川 修平

目次

1. はじめに
 1. 1 マクロ会計政策としての税効果会計
 1. 2 問題の所在
2. 二つの会計観と税効果会計
 2. 1 会計観の変遷と異同
 2. 2 “Let the tax follow the income” vs. “Let’s fix deferred taxes”
3. 税効果会計における差異と反復
 3. 1 反復的差異概念の拡張
 3. 2 会計観・計算方法との整合性
 3. 2. 1 反復的差異の起源
 3. 2. 2 収益費用中心観・繰延法
 3. 2. 3 資産負債中心観・資産負債法
4. 測定、把握単位の課題
5. 結論

1. はじめに

1. 1 マクロ会計政策としての税効果会計

日本においては、少なくとも1970年代初頭には「耳慣れない……異端思想」¹と表現され、会計専門家や一部有識者のみ知るところであった「税効果会計 (tax effect accounting)」²と

いう会計処理方法が、1990年代末には広く一般に喧伝されるまでになった³。しかし税効果会計は、1940年代前後から、約60年余の理論、実務の蓄積を持つアメリカが先導して、世界各国においてその導入がなされてきた、極めて一般的、かつ世界標準 (global standard) の「法人税等の会計処理 (accounting for income taxes)」である。近年においては、先進国はもとより、発展途上国においてもIAS受け入れの一環として、税効果会計の導入が着々と進捗しつつあり、日本だけが孤立した状況となって

2 損益計算書を重視して、①「(所得)税配分会計」、「税金配分会計」(tax allocation accounting)、②また、“tax equalization accounting”とも表記される。

対して、貸借対照表項目を重視して、③「繰延税金会計 (deferred tax accounting)」(例えば、Price Waterhouse & Co. (1967))、④「繰延税金の会計処理」(accounting for deferred taxes (taxation))とも表記される。

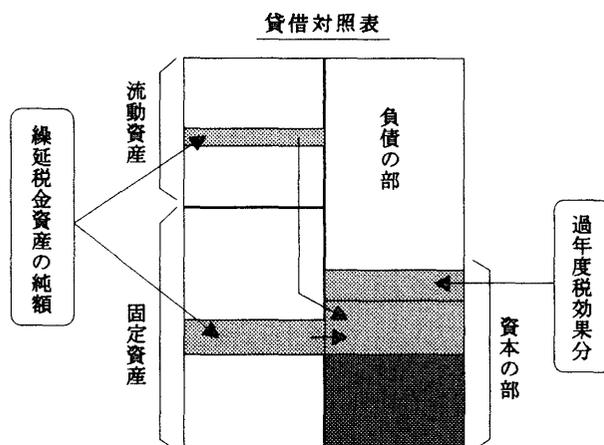
現在は、アメリカを中心として、当期の確定納付額を算定するための「フロースルー法」(flow-through method)と税効果額の算定法を含めて、⑤「法人税等の会計処理 (accounting for [corporate] income taxes)」(例えば、SFAS第96号、109号)と総称することが主流である。

しかし本論文では、現在、日本で「税効果会計」という用語が定着していることから、これを用いることとする。

3 1999年から税効果会計の一般向け入門書を主とした出版ラッシュが起こり、1999年には実に29冊(改訂版1冊を含む)が出版され、引き続いて2000年にも20冊が出版された。これは97年と98年にはそれぞれ1冊しか出版されていなかったことを考えると、その加熱ぶりがうかがえよう(冊数は筆者調べ)。

1 吉田 (1972, 67-71頁)

図表1 税効果会計適用による資本増強効果



いた。

日本においてようやく税効果会計の全面適用が認められたのは、1999年4月1日以降開始事業年度の決算においてであったが、その前倒し導入（早期導入）が認められた1999年3月期決算から、その莫大な計上額を問題として大きな論議を喚起することとなった。

しかし日本の税効果基準は、そもそも90年代末における日本の金融不安に対する政策的対応として導入された、「特定の規制目的に基づいて認められた会計基準」（Regulatory Accounting Principles: RAP）⁴であることを考えれば、このような問題は想定外の事態ではなく、政府のマクロ会計政策に合致した当然の結果であったと考えられる⁵。

だが、このような自己資本増強を目的とした銀行の繰延税金資産の計上状況に対する市場の評価は厳しく、自己資本の空洞化としか見なされなかった。そこで今度は2002年10月半ばに、

不良債権処理策を検討している竹中経済財政・金融担当相の特別チームが、銀行における繰延税金資産の計上厳格化の方針を打ち出したことから、税効果会計基準が再び注目を浴びることとなった⁶。

特別チームではその審議において、繰延税金資産の計上基準として、①今後5年間に見込まれる銀行の課税所得の累計額に法定実行税率をかけた額以上は計上できない、②1年以内に解消する繰延税金しか計上できない、③資本の部の合計額における繰延税金資産の割合を約10%にまで制限する、といった提案がなされたという⁷。

1. 2 問題の所在

しかし巨額な繰延税金資産が計上されていることに対して、早急にただ計上を厳格化すれば良しとするのは、その是非は揚棄するとして、

4 辻川（2000,1-42頁）

5 政府は、1998年6月に公表された、大蔵省と法務省による「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」において、税効果会計の導入の論拠として、貸倒引当金の有税償却の阻害要因を取り除くためであると、政策的根拠を明記している（大蔵省・法務省（1998, III.1.（2）））。

6 伊藤（2003, p.31）によると、アメリカ基準で税効果会計を適用した場合、2002年3月期決算では、大手銀行7グループのうち、5グループが8%の自己資本比率を求めるBIS規制を達成できないと言う。税効果会計は「魔法の杖」と揶揄される所以であるが、マクロ会計政策の目的は達成したと言えよう。

7 日本経済新聞（2002）など。

極めてプラグマティックな対応と言えるかもしれない。理論的には、あるいは理論家としての立場としては、そもそも繰延税金資産を計上制限してよいのか（税効果差異⁸の認識を制限してよいのか）、もし計上制限が認められるのなら、どのような性質・属性をもった繰延税金（差異）が、計上から除外されるのか、という問題をまず考究する必要があると考えられる。

極論を述べるならば、資本の部の合計額に対する繰延税金資産の純額の割合がたとえ100%超過しようとも、それは実感としては異常であると感じられるかもしれないが、計上された繰延税金資産が回収可能である限り、理論的には何ら問題はないと考えられるのである。

そこで本稿ではまず第2章において、現状の税効果会計の理論がどうなっているのか、そしてそれで良いのか、どうすべきなのか、ということを示し、考察するため、概念フレームワーク（conceptual framework）に依拠して税効果会計の論点を整理することを試みる。具体的には税効果会計の代替的处理方法を「収益費用中心観（revenue and expense view）」と「資産負債

中心観（asset and liability view）」⁹という概念フレームワークの下で展開されている二つの会計観によって、理論的に整理する。また論点を明確にするために、各会計観をいささか理論的に（単）純化して、議論を進行してゆくこととする。

そして第3章においては「反復的差異」という、税効果会計の認識範囲の問題に関する古くからの論点を新たに検討しなおし、その概念を拡張することを試みる。

そしてこのような反復的差異概念の拡張をとおして、二つの会計観のどちらを採用しても、税効果会計の適用が困難になるという論証を展開するものとする。なおここで本稿の試みは、二つの会計観に対して価値判断を下すものではなく、あくまでも二つの会計観の下での税効果会計適用の効果ないし帰結を明示するものである。

2. 二つの会計観と税効果会計

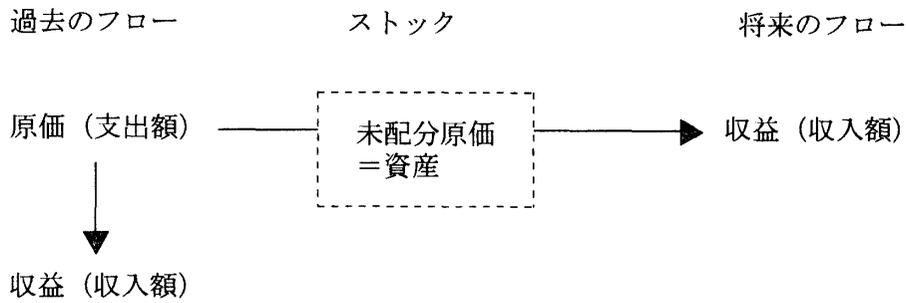
2. 1 会計観の変遷とその異同

会計処理に関する諸問題を、長年淘汰に耐えてきた実務慣行を公正なる会計慣行として、そこから会計理論を構築する、ダーウィニズム的とも言える帰納的アプローチに対して、近年、演繹的なアプローチによる会計理論の構築が行われている。これは、会計目的を明示し、その目的に合致するよう、様々な個々別の会計諸問題に対して首尾一貫した処理基準を導出するための体系的な会計理論の構築を試みるものである。こうした会計理論、会計観は、「準拠枠（frame of reference）」や、「概念フレームワーク」と呼ばれている。以下いささか単純に

8 本稿では、「一時差異等」と「期間差異」の区別が論旨に関係がない場合は、記述上の簡素化のため、これらをして「税効果差異」と総称、あるいは「差異」と略称することとする。

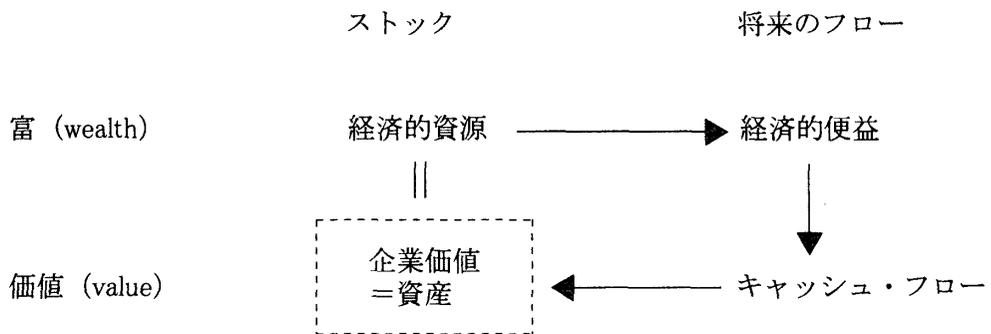
9 “revenue and expense view”と“asset and liability view”の日本語表記についての検討は、藤井（1997、53-55頁）に詳しく、「収益費用（資産負債）アプローチ」を訳語とする結論は、一定程度の説得力をもつものであった。しかし藤井（1997）の結論は、他の「収益費用観」などの訳出を否定した上での、いわば消極的選択であり、「収益費用アプローチ」を訳語と選択した最終的な論拠は、米国で“asset / liability approach”との用語が実際に用いられていること（例えばNurnberg（1989））にあると推測される。しかし、“view”をして「アプローチ」と訳出することへの疑問と、藤井（1997）では検討されなかった「中心観」という新しく登場した訳語が、藤井（1997）の指摘する難点を逃れうる積極的代替案であると考え、本論文では、「収益費用（資産負債）中心観」を訳語として用いるものとする。

図表2-1 収益費用中心観の資産の前提



(出所) 梅原 (2001, p. 30)

図表2-2 資産負債中心観の資産の前提



(出所) 梅原 (2001, p. 28)

は過ぎるが簡潔に、概念フレームワークについてその変遷を追いつつ鳥瞰図を描きたい。

元来、伝統的な概念フレームワークとして、議論の俎上に上ってきたのは、静態論(statische Bilanztheorie)と動態論(dynamische Bilanztheorie)の二つの会計観であった。

静態論による会計目的は、主に債務弁済能力の算定におかれ、よって貸借対照表が中心となる。そして貸借対照表は、当該企業の財政状態を表現するための財産目録として位置づけられる。このような静態論における貸借対照表の位置づけは、「財産目録の作成を義務づけた商法上の規定に現実的基盤をもち……会社債権者を保護するという会社法の目的と結びついて生成したもの」¹⁰である。債務弁済能力の算定が目的とされるのもそのためであり、よって過去の

収支に基礎づけられた会計記録に関係なく、換金価値が存在すると評価されたもの、あるいは法的債務と認められるものだけが、それぞれ資産、負債として貸借対照表に計上されることになる。具体的には静態論の利益計算は、財産法により、一定期間の期首と期末の純財産の比較により、その計算がなされる。つまり、<資産 = 積極財産>、<負債 = 消極財産>とし、これを実地調査して、

$$\text{積極財産} - \text{消極財産} = \text{純財産}$$

と導かれる。ここで、実地で調査される財産は、清算価値を算定するために、処分価値(売却時価)で評価されることとなる。

対して動態論の会計目的は、企業の収益力の表示に置かれている。収益力は、損益計算書上において、企業の経営活動の成果である収益と、その獲得のために犠牲となった費用の関係を示すことで表される。利益計算は、損益法により、

10 醍醐 (2001, 84頁)

収益と費用を期間対応させることでなされる。対応から外れた繰延項目はストックとして貸借対照表上に計上される。よって、貸借対照表は収支と損益の期間帰属のずれを調整する補助的手段であり、繰延べ、見越し項目の残高（バランス）表として捉えられる¹¹。将来の費用としての資産の評価は、合理的かつ客観的に当該会計期間の収益に対応させるために取得原価によってなされる。ゆえに＜資産＝未配分原価＞とされる。以上のような動態論とは、収益費用中心観と同義である。

さらに1960年ごろまで支配的だった古典的アプローチ（classical approach）、真実利益アプローチ（true income approach）に代わって、1966年のAAAによるASOBAT等で提唱され始めた意思決定有用性アプローチ（decision-usefulness approach）を受けて、FASBは、将来の経済的便益を表す資産を財務諸表の構成要素の最も重要な概念として位置づけた¹²。ここで＜資産＝経済的資源＞とされ、これはまた用役潜在性説（service potentials）に概念上包摂される。

梅原（2001, 28-29頁）は、Fisherの著名な資本価値計算の図式をアナログ的に用いることによって、このような資産（経済的資源）の前提について興味深い説明を行っている（図表2-2）。まず企業はストックとして経済的資源を保有している。これによって将来の経済的便益がもたらされる。将来の経済的便益は、キャッシュ・フローが獲得されるか否かによって確認される。そして会計上、そのキャッ

シュ・フローを割引くことによって、決算時の企業価値が決定されるのである¹³。

つまりここでは、収益費用中心観で計上される経済的資源ではない項目、計算擬制項目は資産・負債とは認められなくなる。このように貸借対照表の役割が中心となるわけだが、貸借対照表は、資源構造（借方）と資金調達構造（貸方）の対比を示すものとされる¹⁴。会計等式は、

$$\text{資産（資源）} = \text{負債} + \text{持分}$$
と表現され¹⁵、利益計算は、資産と負債の差額である持分の1会計期間の変動として導かれる。この1会計期間の「△持分」が包括利益である。以上のように、財務諸表の諸要素は、資産→負債→持分→利益と、資産概念から演繹的もしくは連鎖的に定義される。このような会計観は、資産負債中心観と呼ばれる。

2. 2 “Let the tax follow the income” vs. “Let’s fix deferred taxes”

さてここで簡単な設例を用いて、収益費用中心観と資産負債中心観という二つの会計観により、税効果会計を「概念的」に把握し、その異同を明示することを試みる。これによって、税率が同一である場合、繰延法（deferred method）と資産負債法（asset and liability method）に基本的な違いは存在しないと主張する、税効果会計の「技術的」な側面に着目する論者と一線を画するものとする。

まず法人税等の税額であるが、課税所得計算上、＜税引前利益1,000－税効果差異400＝課税所得600＞と差異が減算され、そしてそこから、

11 醍醐（2001, 81-82頁）

12 FASB（1985）は、資産（と負債）を①蓋然性の高い将来の経済的便益（の犠牲）、②特定の実体の責務、③過去の取引または事象の発生、と特徴づけている（para.171, 192）。

13 梅原（2000, 29頁）

14 FASB（1984, para.26）

15 FASB（1985, para.21 footnote.14）

＜設定条件＞

1. 税効果会計の対象となる将来加算税効果差異が400存在する。
2. そのうちの200は、反復的差異などの解消困難な差異であるとする。
3. 法定実効税率は50%とする。

図表2-3 繰延法と資産負債法

繰延法	資産負債法
税引前利益 1,000	税引前利益 1,000
法人税等 300	法人税等 300
税効果額 200	税効果額 100
当期税負担額 500	当期税負担額 400
当期純利益 500	当期純利益 600

税負担率50%
対応関係が成立

税負担率40%
対応概念から離脱

＜課税所得600×法定実行税率50%＝法人税等300＞と算定される。

この設例においては、税効果差異が400存在するが、そのうちの200が反復的差異などの解消困難な差異であると設定している。逆に述べれば、解消可能な税効果差異は200だけしか存在しない。

ここで収益費用中心観では、収益（税引前利益）と費用（法人税等）を合理的に対応させることを重視することから、差異400について全額認識し、これに法定実効税率50%を乗じて、200の税効果額を計上する。

(借) 法人税等調整額 200
(貸) 繰延税金貸方項目 200

これにより当期税負担額が500になり、対して、税引前利益が1,000となるので、税率の

50%どおり収益と費用の「函数的対応関係」¹⁶が成立することになる。しかし貸借対照表に計上される繰延税金貸方項目200は、100しか将来期において解消しないので負債性はない。この200は将来の損益計算において期間対応を図るための繰延税金収益または不確実な債務に対する引当金であることがわかる。税効果会計ではこのような計算方法を「繰延法」と言う。

これに対して、資産負債中心観においては、その資産・負債の定義から、将来純キャッシュ・フローに影響をもたらさない差異を認識することはできないので、解消可能な差異200に税率50%を乗じて、税効果額が100計上されることになる。

(借) 法人税等調整額 100
(貸) 繰延税金負債 100

これにより当期税負担額が400となり、損益計算書上での対応関係が犠牲になる（図表2-3参照）。また繰延税金負債100は、将来

16 齋藤（1999）21頁他、中田（1973, 56頁）など。Black（1966, p.13）は、「繰延法のもとでは、法人所得税費用は、税引前利益の函数である」としている。

図表 2-4 収益費用中心観のもとでの繰延税金項目の定義

- 繰延税金借方項目…将来の経済的便益を表さないが、収益と費用の期間対応を図るために必要な繰延費用
- 繰延税金貸方項目…経済的資源の引渡しの義務を表さないが、収益と費用の期間対応を図るために必要な繰延収益及び引当金

図表 2-5 資産負債中心観のもとでの繰延税金資産・負債の定義

- 繰延税金資産…将来の課税所得の計算上、減算効果(経済的便益)があるもの。潜在的法人税等についての将来キャッシュ・インフローの現在価値
- 繰延税金負債…将来の課税所得の計算上、加算効果(経済的便益の流出)があるもの。潜在的法人税等についての将来キャッシュ・アウトフローの現在価値

キャッシュ・アウトフローを意味しており(便宜上ディスカウントは考慮しない)、貸借対照表上での繰延税金の資産・負債性を成立させていることが判る。税効果会計ではこのような計算方法を「資産負債法」と言う。

以上によって導かれた純利益は、繰延法が500、資産負債法が600と異なる数値になる。繰延法と資産負債法は将来の税率の変更がない場合は、実質的に同じ計算方法であるということが常々指摘されている¹⁷。しかし、この二つの会計観から概念的に税効果会計を把握すると、資産負債中心観の下では、その資産・負債概念により解消困難と判断された差異が除外されることから、この二つの計算方法は税率の変更予定がなくても必ずしも一致しないので、概念的に区別されるべきものであることが、理解できよう。

ただここで、将来キャッシュ・フローと言う場合、一体何年を期限として「将来」としているのか、問題が残る。というのは法人の継続を前提とする限り、全ての税効果差異はいつか解

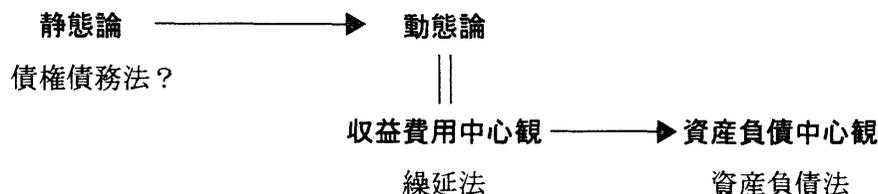
消するからである。換言すれば、解消困難な差異というものも「将来」を無限と見なすと存在しないことになる。そうすると税効果額と当期純利益は、繰延法と資産負債法のどちらを用いても、全会計期間を通算すれば同額になる。つまり、どの会計期間に法人税等費用を期間帰属させるかの違いだけになる。資産負債法を、評価を通じた配分法とする主張、あるいは繰延法の修正法とする主張もここに論拠の一つがあるものと考えられる。

しかしこの主張はディスカウントを考慮に入れていない。収益費用中心観・繰延法は測定属性を取得原価とするが、資産負債中心観・資産負債法においては、そのストック概念上、貨幣に内在する時間的価値を考慮、つまり繰延税金をディスカウントしなければならない。そうすると繰延法と資産負債法では、全会計期間を通算しても当期純利益は同額にはならない。たとえ資産負債法を配分法と捉えたとしても、どの会計期間に税効果が期間帰属、費用化されるかで、それぞれの期間で適用される割引率は異なるのである。

このような法人税費用の配分と、繰延税金の

¹⁷ Bevis-Perry (1969, pp.4-5) など。

図表2-6 会計観の変遷と税効果会計の計算方法



評価という両計算方法の目的と概念の根本的な違いは、Moonitz (1957, p.177, 183) の“Let the tax follow the income”と、Nadir-Weygandt (1981, pp.87-102) の“Let's fix deferred taxes”という「標語」によっても端的に示されよう¹⁸。

最後に、計算方法名の問題にからめて、静態論の下における税効果会計について考察したい。

税効果会計という名称もそうだが、その計算方法名もまた必ずしも統一されて用いられているわけではない。中でも資産負債法を「債権債務法」とする論者が存在する¹⁹。筆者はもちろん計算方法名自体に重要な意味があると考え者ではない。しかし、過去の取引、事象により生じる法的な債権・債務を想起させる債権債務法という名称は、将来純キャッシュ・フローの現在価値の測定を行う資産負債中心観のもとではやや適切さに欠けると考えられる。むしろ債権債務法という名称は、清算価値を財産目録として表示することを目的とする静態論の下での税効果会計に適切な名称であると考えられる。

ここでの「債権債務法」においては、繰延税金借方項目は租税債権、繰延税金貸方項目は租税債務と捉えられる。しかしここで、繰延税金は

擬制的な債権・債務であり、換金性のある財産とも、法的な契約に基づいた債務とも当然考えることはできない。また繰延税金は独立に取引可能でもなく個別に売買可能でもない。よってこのような債権債務を計上することはできない。

ただここでの清算は、倒産等による法人解散による清算を意味しない。通常のゴーイング・コンサーンを前提とした法人における擬制的な清算であるので、清算所得が存在する可能性が高い。清算所得の存在を前提とすると、清算所得算定過程において（通常の課税所得計算に比して各種規定、制限を受けるものの）、基本的に税効果差異は加減算される。つまり税効果自体は存在するのである。

しかし擬制清算であるということは、例えばある一時点において債権者が債務弁済を請求しても、法人税の支払いを通じたキャッシュ・インフロー効果も見込めないことを意味している。もちろん租税債権を換金することはできない。

結論として、やはり静態論の下では税効果会計の適用は不可能であり、ディスクロージャーとして税効果額を注記等において開示する余地がある、といった範囲に留まることになる。ただ一口に静態論といっても、分売静態論、継続静態論、新静態論など多岐にわたって存在するので、これらに対する考察は今後の課題としたい。

以上、静態論から資産負債中心観会計観の変遷に付随して、税効果会計の目的もまた変化し、そのストック概念も法的概念から経済的便益へ

18 なお、Moonitz (1957, pp.182-183) は計算方法としては負債法を支持していた。しかしこの負債法は繰延税金の評価を重視するものではなく、標語が示すとおり、その背景となる概念としては対応概念を基盤としていた。つまりMoonitz (1957) における負債法とは、繰延法の修正法であったと考えられる。

19 弥永・足田 (1997) など。

と拡張するのに付随して、計上不可能な状態から、積極的に資産、負債として認識されることになる。

しかし収益費用中心観と資産負債中心観の下においては、税効果会計は適用可能なのか、はじめに記した税効果の多額計上の問題は二つの会計観において如何に処理されるのか。次章では、この二つの会計観を用いて、税効果会計の反復的差異の処理方法の理論的整理を行うことで、これらの問題に取り組むものとする。

3. 税効果会計における差異と反復

税効果会計の適用にあたって最も議論の対象となるものの一つが、その配分範囲 (extent of interperiod allocation) である²⁰。これについては、包括的配分法と部分的配分法が対立している。包括的配分法は、重要でないものを除いて全ての税効果差異を認識するのに対して、部分的配分法はその認識に制限を加えるものとする。ここで部分的配分法のもとで適用範囲から除外されるものとして、いかなる性質を持った税効果差異がその対象となるかが問題となる。そしてその代表的な存在であるのが、相対的に長期に亘って解消しない長期的差異と、反復的差異と呼ばれる差異である。本稿では、特にこの反

復的差異の処理に論点を絞るものとする。

本章では、まず反復的差異について考察を加え、その概念を拡張することを試みる。そしてこれまで本論文で考察してきた二つの会計観による税効果会計によって反復的差異を考察することで、どちらの会計観を適用しても税効果会計が適用困難になるという結論を導出することを試みる。

3. 1 反復的差異概念の拡張

基本的に永久差異を除いて全ての差異は、継続企業である限りいつかは解消する。解消困難な差異という場合、それは差異解消を満たすための十分な課税所得が見込まれないか、差異が長期に亘って解消しないことを意味している。それらはいくまでも解消困難なのであり、解消不可能 (永久差異) なのではない。しかしこの反復的差異はこのような単純な基準では判断できない複雑な問題を含んでいる。

本節でははじめに、以下の設例に象徴される典型的な反復的差異の定義を示す。そして、次にそれに対して考察を加え、本稿の支持する定義を示し、反復的差異概念を拡張するものとする。

設例の設定条件は以下の通りである。

<設定条件>

1. 各年度の期首に取得原価1,000の機械を購入する。
2. これらの機械は税務上同一種もしくは、グルーピングが認められる機械とする。
3. 機械の償却年数は4年で、残存価額は0とする。
4. 減価償却方法は、財務諸表上は定額法、納税申告書上は級数法とする。
5. 法人税等の税率は50%とする。
6. 毎年十分な課税所得を有するものとする。

(注) 設例は、Black (1966, p.66) に加筆修正を加えたものである。

20 Beresford *et al.* (1984, p.73)

図表3-1 納税申告書

	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
機械1①	400	300	200	100	
機械2		400	300	200	100
機械3			40	300	200
機械4				400	300
機械5					400
合計	<u>400</u>	<u>700</u>	<u>900</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>

図表3-2 損益計算書

	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
機械1②	250	250	250	250	
機械2		250	250	250	250
機械3			250	250	250
機械4				250	250
機械5					250
合計	<u>250</u>	<u>500</u>	<u>750</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>

図表3-3 差異の発生と消滅の内訳、及び税効果額

	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
機械1③	150	50	△50	△150	
機械2		150	50	△50	△150
機械3			150	50	△50
機械4				150	50
機械5					150
ネット差異	<u>150</u>	<u>200</u>	<u>150</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
税効果額	75	100	75	0	0
累積税効果額	<u>75</u>	<u>175</u>	<u>250</u>	<u>250</u>	<u>250</u>

差異の相殺を容認している

- ・一時差異等（期間差異）③ = 税務上の費用① - 会計上の費用②
- ・税効果額 = ネット差異 × 法定実効税率（50%）
- ・n期累積税効果額（繰延税金） = n期税効果額 + (n-1)期累積税効果額

この設例では1,000の機械を購入して、税務上は級数法、会計上は定額法で減価償却を行う。残存価額は0なので、図表3-1に示されるように、税務上は年度順に400、300、200、100と減価償却費が計上されることになる。一方会計上は、図表3-2に示されるように、<1,000

÷ 4 = 250 > より、毎年250計上されることになる。このような税務上と会計上の減価償却費の差異が税効果差異であり、図表3-3の機械1の項目を見ると理解できるように、1年度の税効果差異は、<税務上の償却費400 - 会計上の償却費250 = 150 > と算定される。以下同様に、

2年度は $\langle 300 - 250 = 50 \rangle$ 、3年度は $\langle 200 - 250 = \Delta 50 \rangle$ 、4年度は $\langle 100 - 250 = \Delta 150 \rangle$ と税効果差異が算定される。以後、一年ごとにこれと同種の機械を購入してゆくと、図表3-3のような差異の発生と消滅のパターンが形作られる。

このそれぞれの機械の償却費に起因する差異をグルーピングすると、図表3-3の「ネット差異」の項目を見ると解るように、1年度150、2年度200、3年度150の差異が発生するが、4年度目からは差異の発生がなくなっている。これは、図表3-1、3-2から見ると、納税申告書と損益計算書上の減価償却費は4年度から1,000で一致して、以降その状態が定常化するので、税効果差異は発生しなくなるためである。図表3-3から見ると、4年度を縦軸に見ると解るように、機械1の150と機械2の50の差異の消滅が、機械3の50と機械4の150の差異の発生によって相殺されて、ネット差異が0になるためであることがわかる。この差異を相殺してネットにすることについての論点上の重要性は後で詳述することとする。

次に図表3-3の「税効果額」の項目についてであるが、これはここでは損益計算書上の法人税調整額を意味する。税効果額は、 $\langle \text{税効果差異} \times \text{法定実行税率} \rangle$ で算定される。よって、1年度からそれぞれ税率50%を乗じて、75、100、75の税効果額が計上され、4年度以降は差異が発生していないので0になる。

最後に「累積税効果額」の項目であるが、これはここでは、繰延税金負債（もしくは繰延税金貸方項目）を意味する。繰延税金であるので、P/L上の税効果額が累積してゆくことになる。よって、1年度は75、2年度は $\langle \text{過年度の} 75 + \text{当期の} 100 = 175 \rangle$ 、3年度は $\langle \text{過年度の} 175 +$

当期の75 \rangle と増加してゆく。しかし、4年度からは、税効果が発生していないので、よって累積税効果額は250で変化せず、この後も追加的に機械6、機械7、機械8……と機械を購入しつづける限り、あるいは購入すると合理的に予想される限り、この累積税効果額（繰延税金）は取り崩されない状態となる。

齋藤（1999, 46頁）に従うと、このような「同じないしは同種の取引や事象が、相対的に長期にわたって繰り返し生じる場合[に]、……そうした取引等が起因となって生じる」税効果差異が、「反復的差異」（repetitive difference、recurring difference）と定義される。

もちろんこれは極めて単純化された設例であり、例えば、2年度に機械を購入せずに、3、4年度に機械を2台以上購入しても反復的差異となる。当期において将来、累積税効果額が、一定あるいは増加すると合理的に予測される場合に、そのような税効果差異の発生と消滅のパターンをして、反復的差異と称することになる。

このような反復的差異の性質・属性について、包括的配分法と部分的配分法は対立した説明をおこなうが、ここではその主なものだけを取り上げよう。

まず包括的配分法の支持者は次のように主張する。会計利益と課税所得の測定は、循環する勘定（revolving account）に基づいているにもかかわらず、部分的配分法は、そのような反復的差異の循環の性質を無視している。すなわち、ある差異の解消は、他の差異の解消によって相殺されるのではなく、その差異自体のリバース、解消するとき有効と見なされるのであって、当期の差異の発生が以前の年度の差異を相殺するからといってその消滅の事実を変えるものではない。税効果の発生は個々の差異に依存する

のである。

部分的配分法の支持者の主な主張は次のようなものである。反復的差異は、実質的には税効果は消滅せず、結果的に無期限の課税の延期をもたらすから、認識すべきでない。包括的配分法により解消の可能性のない繰延税金を計上することは、経済的現実 (economic reality) ないし経済的実質 (economic substance) を無視している²¹。

ここで反復的差異の概念は、上記のような設例、定義に限定されるものではなく、さらに拡張可能であると考えられる。何故なら、部分的配分法においては異なる差異の相殺を肯定しているので、この設例のような「同種」の資産グループ内において発生する差異にのみ、相殺を容認するのは矛盾している。これらの差異は、他の様々な発生原因からなる税効果差異（例えば、貸倒引当金、圧縮記帳にかかる税効果差異など）とも相殺可能であると考えるのが正当な論理的帰結である。するとこの場合最終的には、企業全体の累積税効果差異が対象となり、それが一定化、あるいは増加してゆく場合、それについて反復的差異の現象を認め、適用範囲から除外されることになる。換言すれば部分的配分法は、企業全体の累積税効果差異が将来期において減少すると予測されるときのみ、その差額減少分だけ税効果額を認識する方法であるということになる。

以上のような「循環する勘定」と「無期限の課税の延期」という性質・属性からの反復的差異の考察は、それぞれに論拠を持ち、この次元では解答がでないと本稿は考える。よって本稿

は、二つの会計観との整合性という観点に次元を移し、反復的差異について改めて考察を試みる。

3. 2 会計観・計算方法との整合性

本節では、収益費用中心観・繰延法 (deferred method)、資産負債中心観・資産負債法 (asset and liability method) の二つの会計観・計算方法について再度概観しつつ、それぞれの計算方法が反復的差異をいかに取り扱うかを論述する。

そしてそれに先駆けて、典型例としての反復的差異の起源を示唆していると考えられる税引後法 (net-of-tax method) を取り上げる事とする。

3. 2. 1 反復的差異の起源

ここでは税引後法の特徴である、その勘定処理方法に着目する。

税引後法では、その税効果差異の発生原因である当該資産負債、損益項目から直接、加減算を行う。貸借対照表上の当該資産・負債は、「税引後」資産・負債 (net of tax asset or liability) が計上される。つまり、税引後法は評価勘定方式を用い、税効果額は独立勘定としては表示されない。

さてこの税引後法は、実務的には、どのような理由により評価勘定方式が要請され、そして展開してきたのであろうか。

税効果会計はその萌芽期からすべての税効果差異に適用されていたわけではない。税効果会計は、一貫してアメリカにおいて先駆的に発達してきた会計手法であるが、アメリカにおいて特に税効果額が重要視される契機となったのは、

21 両主張について、Black (1966, p.71)、Stitt (1985, para.44)、中田 (1999, 20頁)、齋藤 (1999, 47頁)、弥永・足田 (1997, 127頁) を参照した。

朝鮮戦争時の優遇政策として、1954年内国歳入法（The 1954 Internal Revenue Code）によって、緊急設備について税務上の加速償却が認められたことを原因として、減価償却費にかかる税効果が増大したことにある²²。このため固定資産の原価配分のためには、減価償却費だけでなく、その税効果を考慮する必要が生じたわけで、その意味では、現行税率適用による税引後法の適用は、減価償却会計の一部として取り扱われていたと考えられる²³。

Black（1966, p.54）も、税引後法にとっての最も有効な適用例（the strongest case）は、減価償却の会計処理である、としているが、本節の設例は、まさにその典型例である。

反復的差異に関する論争はこの時代に最も激しく行われた。反復的差異の設例として、多くの論文において固定資産の減価償却費にかかる税効果の事例が引用されてきたのは、①この時代の減価償却会計の一部としての税引後法の適用に起源をもつことと、そして、②その後の新たな税効果会計（そしてその背後に在る会計観）の展開に応じて反復的差異の定義についての再検討がなされなかったことが理由であると考えてよい。

22 Beresford *et al.*（1983, p.137）、Bevis-Perry（1969, p.1）を参照した。

なお1954年内国歳入法が会計上と税務上の利益の乖離を招いた理由は次のようにも説明される。AAA（1952）は先に、税法上の目的と企業会計上の目的の相違により、その利益に差異が生じることを指摘し、さらに立法、行政、司法からの企業会計の独立性を明示していた（para.6.（a））。これに対して、1954年内国歳入法は棚卸資産に対するLIFOの適用に限り引き続き会計上と税務上の一致要求を行ったため、AAA（1952）のいわば勧告に従い、LIFOを除いて、会計と税務上の利益（会計処理方法）の乖離（象徴的には減価償却方法）が進行していったものと考えられる。

23 Black（1966, pp.52-56）、Beaver-Dukes（1973, pp.549-551）。

3. 2. 2 収益費用中心観・繰延法

繰延法は、当期に発生した税効果差異（期間差異）に対して、その期の税率、すなわち現行税率を乗じて税効果額を算定する。これによって、税引前利益に法人税等の税額が函数的に対応するように、税効果額（法人税等調整額）を算定することを目的とする。

このように当期の税引前利益と法人税等の対応を目的とすると、部分的配分法を採用した場合、その対応関係が崩れてしまうことから、必然的に繰延法は、包括的配分法が繰延法と整合性を有することになる。つまりこの場合、反復的差異が「循環する勘定」、「無期限の課税の延期」のどちらの性質・属性を有していようが関係がない。

ただここで実態・実証研究の知見によれば、多くの安定、成長企業においては税効果差異の解消よりも発生が上回る、つまり累積税効果差異が増加してゆく傾向が存在する²⁴。

繰延法を採用したAPBO第11号も認めているように、この繰延税金借方、貸方項目は「税効果の…累積的認識を意味し、通常の意味での未収入金、または未払金を意味するものではない」²⁵と、その性格を明示しえなかったために、繰延税金貸方項目を株主持分に加えたり、繰延税金借方項目を利益剰余金から減らしたりする企業も現れ、議論をもたらす結果となった。

また同じく歴史の知見から、税率に変化がある場合における繰延法の問題点を指摘できる。

1986年のレーガン税制改革によって基本税率が46%から34%に引き下げられた。これによって過年度において、差異発生期間の税率（現行税率）で繰延べられていた繰延税金貸方項目が、リバース、解消するときには税率が変更されて

いたため、実際のキャッシュ・アウトフローと合致せず、結果として、過大な繰延税金貸方項目が計上されていたことになってしまった。例えば、税率46%のときに、貸方税効果差異が\$1,000発生したとしよう。すると、 $\$1,000 \times 46\% = \460 より、貸借対照表上に\$460の繰延税金貸方項目が計上されることになる。次に、この差異が税率34%のときに解消したとしよう。そうすると、課税所得計算上の加算項目として\$1,000が加算され、 $\$1,000 \times 34\% =$

$\$340$ より、法人所得税として\$340のキャッシュ・アウトフローが生じることになる。つまりこの場合、 $\$460 - \$340 = \$120$ より、\$120だけ、過大な繰延税金貸方項目が計上されていたことになる。

こうして繰延法・包括的配分法に対する批判が高まることになった。ただし収益費用中心観・繰延法が、繰延税金を対応から外れたストック（収納庫、ゴミ箱、生産クズ）と考えるならば、以上のような批判は外在的な批判であり、収益費用中心観・繰延法の理論的破綻を示すものではないことに留意するべきであろう。

24 このような累積税効果差異の増加傾向に関する研究については、年代順に、Davidson (1958)、Harwood (1961, pp.619-625)、Livingstone (1967a, p.91)、Price Waterhouse Co. (1967)、Livingstone (1967b)、Bevis (1968)、Voss (1968)、Livingstone (1969)、Buckley (1972)、Davidson *et al.* (1977)、McGee (1984)を参照した。ここで、累積税効果額が減少傾向をもつと主張するものは、Black (1966, p.72)、Herring and Jacobs (1976)など極少数である。なお、Black (1966, p.72)のサンプル企業数は6社に過ぎず、Herring and Jacobs (1976)は、Davidson *et al.* (1977)に反駁されている。なお、日本企業 (SEC24社)の実態を調査した数少ない研究の一つに、大倉 (1999, 18-19頁)がある。

以上は、累積税効果差異、繰延税金のbehaviorに焦点を絞った、税効果会計実態、実証研究の初期 (Schwarz (1978, p.46)の言う第1、2グループ)の研究である。今日の実証研究は、株価との関連において「部分配分法と包括的配分法のどちらがvalue-relevantな情報をもたらすか」、「評価性引当金の計上状況はvalue-relevantな情報をもたらすか」を証明する (Ayer (1988)など)、といったものが主流である。これらも基本的に税効果が増大傾向にあることを基本認識としている、もしくは解消不可能な差異が発生していることを示していることで、認識を同じくしている (例えば実証結果では繰延法よりも資産負債法、包括的配分法よりも部分的配分法を採用した方がvalue-relevantであるとするものが多であることがその証左である)。

なお、奥田 (2001)は、日本企業の実証分析から、包括的配分法のもとでの繰延税金に株価説明力があり、包括的配分法を市場は評価しているとする。しかし、日本基準・実務指針に配分法の明記はない。さらに資産負債法を採用し、繰延税金の解消可能性の考慮が求められていることを考慮すると、日本基準は部分的配分法を採用していると考えられる。よって奥田 (2001)の実証結果は包括的配分法を部分的配分法と読み替える必要がある。

25 APB (1967, para.57)

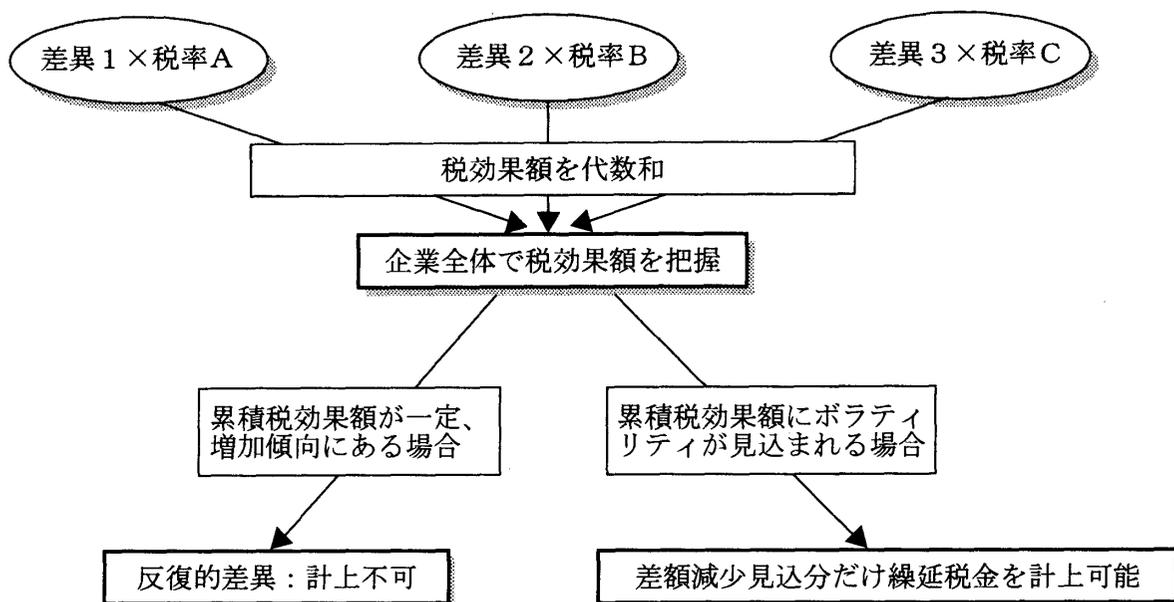
3. 2. 3 資産負債中心観・資産負債法

資産負債法では、当期において税効果差異 (一時差異等)が発生した場合、その差異がリバース、解消する年度における税率、すなわち予測税率をその発生した差異に乗じて税効果額を算定する。そして、税率変更が判明した場合には、既に貸借対照表上に計上されている繰延税金は変更税率で再測定される。また貨幣に内在する時間的価値を測定するために繰延税金はディスカウントされる。つまり資産負債中心観の下で貸借対照表上に計上される繰延税金資産・負債は、潜在的法人税等に関する将来純キャッシュ・フローの現在価値を示すことになる。

このように資産負債法にあつては、繰延税金資産・負債を認識、測定し、これを貸借対照表に計上することに目的があるのであつて、税引前利益と法人税等が適切に対応するのはあくまでもその目的の結果でしかない²⁶。ここで、潜在的法人税等に関する将来純キャッシュ・フ

26 FASB (1976, para.37)、清村 (2000, 24頁)。

図表3-4 資産負債中心観における税効果額の測定、把握プロセス



ローの現在価値の測定を目的とする資産負債法は、部分的配分法との整合性を有していると指摘できよう。

これを設例によって説明すると、累積税効果額250（図表3-3）は、翌期以降も追加的に機械が購入される限り取り崩されない、つまり将来純キャッシュ・フローに影響がもたらされないと予測される。よって、資産負債法においてはそれを「無期限の課税の延期」とみなして、適用範囲から除外することになる。

ただし第2節で指摘したとおり、部分的配分法のもとでは、個々別の税効果差異や、グルーピングされたある種の税効果差異ではなく、企業全体の税効果差異を把握単位とすべきであると考えられる。

企業全体の税効果差異を把握単位にすることは、次の測定プロセスを意味している。ある企業における様々な差異に対して適用される様々な税率や割引率のうち、それぞれの差異にそれぞれの税率、割引率を適用した上で（あるいは同率のもので差異をグルーピングしてもよ

い）、それらの税効果額を代数和する。そしてそこで反復的差異か否かの判定を行うことになる。税率や割引率が同率のものを把握単位としたり、設例のように差異発生の起因となる同種の取引・事象をグルーピングして反復的差異を判定したりすることはできない。

ここで、企業全体の累積税効果差異が一定状態、ないし増加傾向にあると予想されるときに、税効果差異は反復しているとみなされ、税効果額を認識することはできないと考えられる。これは、そのような場合、将来純キャッシュ・フローに影響がもたらされないことから、それが反復的差異の現象を起こしていることが理解できよう。そうすると、多くの安定・成長企業においては繰延税金が累積傾向になるとされ、衰退企業においては課税所得の不足から繰延税金をそもそも認識することが困難であることか

27 課税所得が不足している場合でも繰越欠損金を用いれば繰延税金を計上できる。しかし衰退企業の場合は、さらに翌期以降の課税所得の不足が見込まれるので、繰越欠損金の適用は困難となり、繰延税金を認識することも困難となる可能性が高い。

図表3-5 繰延税金の計上例

	流動の部 繰延税金資産	本稿基準の 計上可能額
1996年度	83,291	0
1997年度	111,765	0
1998年度	121,189	18,601
1999年度	102,588	0
2000年度	117,258	0
2001年度	141,473	—

(出所) ソニー・アニュアル・レポート
<http://www.sony.co.jp>

ら²⁷、この場合、税効果会計は、「適度」に業績にボラティリティが有るような企業に例外的に適用されるものであることになる。

それでは具体例として、ソニーのアニュアル・レポートを用いて、流動の部における繰延税金資産の計上例を取り上げよう。

図表3-5の左側が実際のアニュアル・レポートにおいて計上された額である。問題を単純化するために、固定の部における繰延税金資産の計上はなかったものとする。この例は、1996年度から1998年度まで税効果が増加傾向を有し、1998年度から1999年度では減少し、1999年度以降再び増加するというボラティリティを有している点で興味深い例である。

流動の部における繰延税金資産は通常1年で解消するものとされるので、1997年度決算では¥83,291の税効果の解消に対して、¥111,756の税効果が発生し、計上されたと考えられる。しかしここで本論文において示した基準に基づけば、1997年度決算では繰延税金資産を計上することはできない。何故なら、1997年度決算では、1998年度に¥11,756のキャッシュ・インフローが見込まれるのに対して、¥121,189のキャッシュ・アウトフローが見込まれ、キャッシュ・インフローが相殺されるからである。つまり資

産の計上基準である、将来キャッシュ・インフローがもたらされないのである。

同様に、1998年度決算においては¥18,601 (¥121,189-¥102,588) のキャッシュ・インフローが見込まれるため、この額を繰延税金資産として計上できる。しかし他の決算期にはキャッシュ・インフローが相殺され、もたらされないので、繰延税金資産は計上できないことになる。

以上のように多額の一時差異等が発生しているにもかかわらず、図表では5年度のうち、1年度しか繰延税金資産を計上できない。また税効果の計上があった1998年度では、発生額¥121,189に対して計上可能額は¥18,601であり、約84.7%の税効果が潜在化してしまう。これは繰延税金資産が、予想される差額減少分についてしか認識できないことを考えると、このソニーの事例に限らず、税効果額の潜在化率が高くなるのは容易に想像できよう。

以上の考察、事例から、法人税等費用の適切な期間帰属や、財務諸表ユーザーに対する意思決定に有用な情報の提供という税効果会計の目的を達成しているか、疑問が生じるとともに、税効果会計の適用困難性が示唆されるのである。

4. 測定、把握単位の課題

ここまで論じてきたように、このような反復的差異をもたらす経済的帰結は、税効果差異を個々別のストックで測定、把握するのではなく、企業全体で税効果額を代数和して把握することによってもたらされる。そしてこのような個々別のストックごとに税効果額を測定、把握する方法は、固定資産の原価配分を目的とした減価償却会計の一部としての税引後法に起源をもつものであって（第3. 2. 1節）、部分的配分法（資産負債法）の下では、この方法は理論的に否定されるべきものである（第3. 1節）。

しかし、このように企業全体で税効果額を把握することに対し、把握単位として少々極端に過ぎる、との批判はありえよう。理論的にも、資産負債中心観のもとでの個別ストックの直接評価重視という観点からは、当該ストックに起因・帰属する税効果差異を個々別にグルーピングして税効果額を測定し、それを把握単位として解消可能性を判断することに根拠なしとは言えない。よってここでは、資産負債中心観における測定、把握単位の問題についての課題について考察するものとする。

繰延税金の評価のための測定、把握単位、すなわちグルーピングの基準としては、例えば独立したキャッシュ・フロー生成（創出）の最小単位が基準として考えられる。本節の設例は、そのようなキャッシュ・フロー生成単位の典例であると言えるのかもしれない。

しかしこのようなキャッシュ・フロー生成基準によるグルーピングとは、極めて曖昧な基準である。正確にどの単位でグルーピングを行うべきかという論拠、あるいはグルーピングそのものに対する正否に対する理論的な結論は、現

在のところ提出されていないと考えられる。むしろ会計記録の基盤が、個々別の取引、その他の会計事象の認識に依拠するものであることを考慮すると、個々別の取引、その他の事象ごとに税効果を認識する、最小単位による測定方法が、実務的ではないが理論的な結論であると考えてよい。後はこれを基本としてなおも何らかのグルーピングを行う論拠が存在するか否かが問題となる。

しかし、本稿の設例のような「同種」の資産でグルーピングを行う根拠は、会計上はせいぜい、実務上の簡便性によるものにすぎない²⁸。ただ、税務上の側面からは、ある資産についての償却不足額が発生する場合、他の資産の償却超過額と相殺することができるという減税効果の可能性があるので、このようなグルーピングは一定の根拠と必然性を持つと言えるかもしれない。しかしそれは一方、税制上の優遇政策の域を出ないものである。もしくはそれは、税法上の計算方法に会計上の計算方法を合致させることで機会費用を削減するという、やはり実務上の簡便性にしか根拠をもたないものである、と結論づけることができよう。

また固定資産の減価償却にかかる差異のグルーピングに、反復的差異の概念を限定する理由として、それは企業にとって将来の機械購入は合理的予測が可能であるからだという主張がある。この主張を引き継ぐと、金児（1999, 344頁）によれば、実務においては、通例2月期に、3月期の決算業務と損益予算編成をにらみながら、景気を予測して設備投資を増額するか、削減するかを計画するという。つまり、固定資産の減価償却にかかる差異について、反復

28 Bevis-Perry (1968, p.12)

的差異の状態になるか否かを予測するのは、その情報を入手するのが比較的容易であるために見積り可能性が高いと考えられる。しかし他方、他に起因する差異、例えば製品保証等引当金繰入限度超過額や退職給付引当金繰入限度超過額の予測が特別に困難であるとは考えられない。さらに例えば、パレプ他（1999）では、やや粗雑ながら、実際に企業の将来性分析において繰延税金の予測が試みられている²⁹。また将来の差異発生の合理的な予測、計画が極めて限定的にしか行えないとするならば、税効果会計適用に伴い、日米両国で提出を義務付けられている税務計画書の作成も困難につき、その存在はほとんど意味をなさなくなる。そしてこれは繰延税金の計上が困難であることを意味してしまう。

以上論述してきたように、たとえ反復的差異の発生がある差異グループでは合理的に予測可能で、他の差異については予測困難な状況にあり、これをもって合理的予想可能な差異を認識から除外するという処理は、理論のプラグマティックな修正であり、積極的な論拠とは言い難い。上述してきたように、本節で提示した理論によって、これらは棄却されるべきであると考える。

またもう一つのグルーピング例として、差異解消期間が同一の一時差異等をグルーピングして、測定単位とする考え方があげられよう。例えばディスカウントを適用することを考えて、このような測定単位は強い根拠をもつと主張する論者も存在するかもしれない。また齋藤（1999）が税効果会計を差異発生期間影響額概念と差異解消期間影響額概念に概念的に峻別して、解消期間が同一の差異をグルーピングして

把握することの論拠も納得しえるかもしれない。

しかしここでもまた、差異解消期間を基準にグルーピングしても、それ自体では、当該企業に法人税等に関する将来純キャッシュ・フローが最終的にもたらされるか否か、が判明しないことに注意しなければならない。個々に税効果を計算しようと、グルーピングして税効果を計算しようと、それらの税効果を貸方、借方を含めて企業全体で代数和しない限り、資産負債中心観の目的であるストックたる繰延税金の最終的なキャッシュ・フローは算出できない。

ここで、本論文が理論的に提示した、企業全体でネット差異を代数和するという把握単位は、税効果 (tax effect) の最終的な帰結 (final consequence)、すなわち tax consequence を捉えることを目的としている点では、資産負債中心観と理論的に整合性を有している、と考えられる。

収益費用中心観・繰延法は、法人税等費用に関して、努力と結果 (effort and accomplishment) や原因と結果 (cause and effect) を対応させる構造を有する以上、税効果額発生 of 因果関係を明示するために、その発生起因となる取引別、発生の源泉別に測定、把握し、あるいは源泉別に税効果額をディスクローズする根拠を有する。しかし、資産負債中心観・資産負債法においては、企業における潜在的法人税等についての将来キャッシュ・フローの影響額 (繰延税金) を測定することに目的があるのだから、様々な源泉に起因する一時差異等をキャッシュ・フローにいわば同質に流動化した上で (リボルビングの否定)、当該影響額を測定しなければならない。つまりその発生の因果関係を明示することは少なくとも第一の目的ではない。

しかし課題を述べるならば、以上のように収

29 パレプ他（1999, 99-129頁）など。

益費用中心観・繰延法が、発生主義に従って費用を認識し、対応概念によって費用の期間配分を行うといった伝統的な会計理論、収益費用中心観のもとに整合的に構成されているのに対して、資産負債中心観は、ストックの評価が最初に行なわれることから、その資産（負債）の認識、測定が中心課題とされるにも関わらず、採用される測定単位は簡便法的であり、その理論的根拠は不明瞭であることがわかる。

例えばFASB（1990, para.61）によれば、現在価値を測定するための測定単位について、

「資産および負債は、個別に測定されることもあるし、グループ化されて一括して測定されることもある。……同種項目をグループ化することが、見積もりの変更が財務諸表に与える影響をも変化させてしまう場合もあるであろう。」（企業財務制度研究会訳（1999））

と述べている。資産負債中心観においてストックの評価が重要であり、グルーピングによって利益の数値が変化することが認識されていながら、このような曖昧かつほとんど意味を有しない説明に留めているのは、将来キャッシュ・フローの測定に関する困難さを示唆しているものと考えられる。

5. 結論

本稿において得た結論は以下の通りである。

二つの会計観に基づく税効果会計の理論を実務に適用すると、税効果差異の累積額が通常の企業（安定・成長企業）においては一定、増加傾向を有するので、あるいは有すると仮定すると、

(1) 収益費用中心観・繰延法の下では貸借対

照表上において、本来その性格が不明瞭な繰延項目である繰延税金項目の増大を招くことになる。これは繰延税金貸方項目の場合、負債と資本の区別を危うくするものである。繰延税金借方項目の場合、資本の空洞化を招くものである。

これへの批判を克服するために、上記は資産負債中心観・資産負債法へと移行した。しかし、

(2) 資産負債中心観・資産負債法の下では、累積税効果額の一定・増加傾向は、反復的差異の現象が発生していることを意味しており、繰延税金資産・負債の計上は困難になる。

(3) 累積税効果額（一時差異等）がボラティリティを有する場合は、計上可能な繰延税金は、潜在的な税効果額に比して著しく低くなる。

(4) 税効果差異が減少傾向にあるような企業では、本来課税所得不足から税効果を計上できない。もし課税所得が十分あるとしても、税効果は解消してゆくことから、財務諸表から税効果の表示は消滅する。

以上本稿では、まず税効果会計の肯定を前提として理論的考察を開始し、そしてその理論の適用がもたらす効果ないし帰結を導き出した。つまりいずれの会計観（静態論、動態論＝収益費用中心観、資産負債中心観）の下でも、いずれの場合でも（①累積税効果差異が一定、増加傾向を有する場合、②ボラティリティを有する場合、③減少する場合）、税効果会計の適用は困難、ないし実質上適用を無効とするような状態に陥ることになる。

最後に本稿における資産負債中心観の理解へのありうべき批判に対して「弁明」を行っておく。

本稿では、収益費用中心観と資産負債中心観を対立的に論じてきた。曰く、収益費用中心観・繰延法は、損益計算書上において、当期の税引前利益と法人税等の函数的対応関係を成立させる代わりに、貸借対照表上における繰延税金の貸借対照表能力を犠牲にする。資産負債中心観・資産負債法は、損益計算書上の函数的対応関係を犠牲とする代わりに、貸借対照表上の繰延税金の貸借対照表能力を成立させる。

しかし資産負債中心観・資産負債法は、収益費用中心観・繰延法の対立物ではなく、後者の修正法、あるいは補完法として捉えるべきでないか、とする疑問を検証する必要性は生じよう。あるいは資産負債中心観においては評価を通じた配分が行われているのだとは考えられないだろうか。ただ本稿では論点を明確にするために、損益計算書と貸借対照表のどちらかが「収納庫（ゴミ箱、生産クズ）」化する、所謂「連携観」³⁰を採用したことを付記しておく。

また資産負債中心観のもとでの繰延税金の計上は、「将来キャッシュ・フロー」、「将来減算・加算一時差異」という用語からも理解できるように、将来事象に依拠している。これらのことは、資産負債中心観・資産負債法は、概存の会計学を支える重要な概念である実現概念からも離脱することを示唆している。

こうしたことから（本稿のような単純化された）資産負債中心観は会計学として成立するののかといった批判が存在すると思われるが、本稿では資産負債中心観が企業価値評価の一技法であることを示唆しつつも、これを税効果会計という個別分野での論点の指摘に留め、会計観そのものの吟味はこれからの課題としたい。

30 「連携観」、「非連携観」については徳賀（2001, 2002）を参照した。

参考文献

- AAA (1952) Committee on Concepts and Standards Underlying Corporate Financial Statements, Supplementary Statement No.4: *Accounting Principles and Taxable Income*, August 1, 1952. (中島 省吾訳編『増訂A.A.A.会計原則』中央経済社 1984年 pp.32-35, 156-161頁)
- APB (1967) APB Opinion No.11: *Accounting for Income Taxes*, AICPA. (川口 順一 監訳・解説・磯部 秀夫訳「会計原則審議会意見書第11号 所得税の会計処理」『アメリカ公認会計士協会 税効果会計』関東図書株式会社 1972年)
- Ayer, Benjamin C. (1998) “Deferred Tax Accounting Under SFAS No.109: An Empirical Investigation of its Incremental Value-Relevance Relative to APB No.11”, *The Accounting Review*, April, 1998, pp.195-212.
- Beresford, Dennis R., Lawrence C. Best., Paul W. Craig. and Joseph V. Weber. (1983) *Accounting for Income Taxes: A Review of Alternatives*, Connecticut: FASB.
- Beresford, Dennis R., Lawrence C. Best. and Joseph V. Weber. (1984) “Accounting for Income Taxes: Change is Coming,” *The Journal of Accountancy*, January 1984, pp.72-78.
- Bevis, Donald J. and Raymond E. Perry. (1969) *Accounting for Taxes: An Interpretation Of APB Opinion No. 11*, New York: AICPA.
- Bevis, Herman W. (1968) “Contingencies And Probabilities In Financial Statements”, *The Journal of Accountancy*, October 1968, pp.37-45.
- Black, Homer A. (1966) ARS 9 ; *Interperiod*

- Allocation of Corporate Income Taxes*, New York: AICPA,.
- Buckly, John W. (1972) , *Income Tax Allocation : An Inquiry Into Problems of Methodology & Estimation*, New York : Financial Executive Research Foundation,.
- Davidson, Sidney. (1958) “Accelerated Depreciation and the allocation of income Taxes” , *The Accounting Review*, April, 1958, pp.173-180.
- Davison, Sydney., Lisa Skelton. and Roman L.Weil. (1977) “A controversy over the expected behavior of deferred tax credits”, *The Journal of Accountancy*, April 1977, pp.53-59.
- FASB (1976) *Discussion Memorandum, An Analysis of Issues Related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*, December 1976. (津守常弘監訳『FASB財務会計の概念フレームワーク』中央経済社 1997年)
- _____ (1984) SFAC No.5: *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, 1984. (平松・広瀬訳 (2002) 195-266頁)
- _____ (1985) SFAC No.6: *Elements of Financial Statements*, 1985. (平松・広瀬訳 (2002) 267-408頁)
- _____ (1990) *Discussion Memorandum, Present value-based Measurements in Accounting*, 1990. (企業財務制度研究会訳 (1999) 『COFRI実務研究叢書 現在価値—キャッシュ・フローを用いた会計測定—』中央経済社)
- _____ (1992) SFAS No.109: *Accounting for Income Taxes*, 1992.
- Greenball, M N. (1969) “Appraising Alternative Methods of Accounting for Accelerated Tax Depreciation: A Relative-Accuracy Approach,” *Journal of Accounting Research*, Autumn 1969, pp.262-289.
- Hawkins, David F. (1968) “Controversial Accounting Changes” , *Harvard Business review*, March-April 1968, pp.20-41.
- Kahn, Zafar Ullah. (1989) *The impact of Comprehensive Allocation And Flow-Through Method of Accounting For The Income Taxes On The Investment Decision: A Field Study*, A Dissertation submitted to The Louisiana State University, pp.15-25.
- Livingstone, John Leslie. (1967a) “Accelerated Depreciation, Cyclical Asset Expenditures and Deferred Taxes,” *Journal of Accounting Research*, Spring 1967, pp.93-117.
- _____ (1967b) “Accelerated Depreciation and Deferred Taxes: An Empirical Study of Fluctuating Asset Expenditures,” *Empirical Research in Accounting: Selected Studies*, 1967, pp.93-127.
- _____ (1969) “Accelerated Depreciation, Tax Allocation, and Cyclical Asset Expenditures of Large Manufacturing Companies,” *Journal of Accounting Research*, Spring 1967, pp.245-256.
- McGee, Robert W.(1984), “The Growth of the Deferred Tax Account,” *Management Accounting* august 1984, p.18.
- Nadir, R. D. and Jerry J. Weygandt. (1981) “Let's Fix Deferred Taxes,” *Journal of Accountancy*, November 1981, pp.425-436.
- Nurnberg, Hugo. (1989) “Deferred Tax Assets

- Under FASB Statement No.96," *Accounting Horizons*, December 1989, pp.49-56.
- Schwartz, Neal Bill. (1978) *Estimation Deferred Taxes Using Partial Tax Allocation and Determining Its Impact On the financial Statements: An Empirical Study*, A Dissertation submitted to UCLA.
- Stitt, Iain P.A. (1985) *Deferred Tax Accounting*, London: ICAEW.
- Voss, William M. (1968) "Accelerated Depreciation and Deferred Tax Allocation," *Journal of Accounting Research*, Autumn 1968, pp.262-269.
- Wheeler, James E. and Willard H. Gallart. (1974) *An Appraisal of Interperiod Income Tax Allocation*, New York: Financial Executives Research Foundation.
- 伊藤 邦雄 (2003) 『ゼミナール現代会計入門 (第4版)』日本経済新聞社、28-31頁。
- 大蔵省・法務省 (1998) 「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」商法と企業会計の調整に関する委員会 (平成10年6月16日)
- 奥田 真也 (2001) 「繰延税金とその配分法における解釈 —銀行決算をもとに—」『一橋論叢』第125巻第5号、32-47頁。
- 大倉 雄次郎 (1999) 「税効果会計の実体分析からみた課題」『企業会計』第51巻第7号、18-27頁。
- 金児 昭 (1999) 『ビジネス・ゼミナール 会社経理入門』日本経済新聞社
- 企業会計審議会 (1998) 「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書」大蔵省
- _____ (2002) 「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」大蔵省
- 清村 英之 (2000) 「わが国における税効果会計の変遷」『北見大学論集』第22巻第2号、1-34頁。
- ケーネンベルグ, A. G. (1993) (Coenenberg, A. G.) 「第8章 税効果会計」黒田全紀編『ドイツ財務会計の論点』同文館、185-234頁。
- 齋藤 静樹 (1999) 「『税効果会計』意見書の概要と作成の経緯」『企業会計』第51巻第3号、18-22頁。
- 齋藤 真哉 (1996) 「法人所得税の期間配分範囲 —Homer A. Blackの所説を中心として—」『青山経営論集』第31巻第1号、100-110頁。
- _____ (1999) 『税効果会計論』森山書店
- _____ (2000) 「第12章 税効果会計における勘定処理問題」森田哲彌編著『簿記と企業会計の新展開』中央経済社、165-179頁。
- 醍醐 聰 (2001) 『会計学講義【第2版】』東京大学出版会
- 徳賀 芳弘 (2001) 「資産負債中心観」『企業会計』第53巻第1号、56-62頁。
- _____ (2002) 「V章 会計における利益観 —収益費用中心観と資産負債中心観—」齋藤静樹編著『会計基準の基礎概念』中央経済社、147-177頁。
- 末永 英男 (1994) 『税務会計研究の基礎』九州大学出版会
- _____ (2000) 「税効果会計の効果と問題点」『熊本学園商学論集』第7巻第1号、1-9頁。
- 中田 信正 (1973) 『税金配分会計』中央経済社
- _____ (1999) 『税効果会計詳解 —基準形成と計算構造—』中央経済社

日本経済新聞 (2002) 日本経済新聞2002年10月18日付朝刊

日本公認会計士協会 (1999) 監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」

_____ (2001a) 会計制度委員会報告第6号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」

_____ (2001b) 会計制度委員会報告第10号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針 (改正)」

辻川 尚起 (2001) 「会計規制の政策評価」山地秀俊編著『マクロ会計政策の評価』神戸大学経済経営研究所、1-42頁。

平松 一夫・広瀬 義州訳 (2002) 『FASB財務会計の諸概念(増補版)』中央経済社

藤井 秀樹 (1997) 『現代企業会計論』森山書

店

藤田 昌也 (1997) 『会計利潤の認識』同文館

藤田 昌也・吉見 宏・奥 幸彦 (2001)

『会計利潤の計算方法 (改訂版)』同文館

弥永 真生・足田 浩 (1997) 『税効果会計論』中央経済社

吉田 一郎 (1972) 「税効果会計と確定決算主義」『産業経理』第32巻第5号、66-71頁。

【付記】本稿の執筆過程で多くの方々にご指導頂きました。特に次の先生方に御礼申し上げます。藤田昌也先生 (九州大学大学院) 並びに、齋藤真哉先生 (青山学院大学)、末永英男先生 (熊本学園大学)、徳賀芳弘先生 (京都大学大学院)、長吉眞一先生 (立正大学)。もちろん全ての文責は筆者が負うものです。

[九州大学経済学府]